

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 58 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 4 月 24 日（金） 14:00～16:09

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、佐多専門委員、筒井専門委員、
堀内専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

- 資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に
関する各国の回答及び作業の進捗状況について
- 資料 2 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書（案）
たたき台（評価手法修正案）
- 資料 3 オーストラリアからの追加確認事項回答（仮訳）
- 資料 4 オーストラリア評価書（案）たたき台（修正版）
- 資料 5 チリからの追加確認事項回答（仮訳）
- 資料 6 チリ評価書（案）たたき台（修正案）
- 資料 7 ハンガリーからの追加確認事項回答（仮訳）
- 資料 8 ハンガリー評価書（案）たたき台（修正案）
- 参考資料 1 総合評価の方向性案（たたき台）－暫定版－

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 58 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は 7 名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会からは、見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、本間委員に御出席いただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

本日のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 58 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 9 点ございます。

資料 1 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」。

資料 2 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（案）たたき台（評価手法修正案）」。

資料 3 「オーストラリアからの追加確認事項回答（仮訳）」。

資料 4 「オーストラリア評価書（案）たたき台（修正案）」。

資料 5 「チリからの追加確認事項回答（仮訳）」。

資料 6 「チリ評価書（案）たたき台（修正案）」。

資料 7 「ハンガリーからの追加確認事項回答（仮訳）」。

資料 8 「ハンガリー評価書（案）たたき台（修正案）」。

参考資料 1 「総合評価の方向性案（たたき台）－暫定版－」。

以上の資料を用意させていただいております。不足等がございましたら、事務局までお知らせください。また、これまで配付させていただいた資料は、お手元のファイルにとじてございますので、適宜御利用いただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 資料はお手元にありますか。いいですか。

それでは、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について審議したいと思います。

審議の前に追加確認の回答状況と今回新たに回答書を提出していただいた国が増えたということですので、現在の進捗状況等について、事務局から説明していただきたいと思っております。

その後で、前回のまとめ方の議論、評価方法等について、もう一回確認を行った上で、今回、追加確認の回答があった 3 か国について、回答内容を評価案の方に反映させるということ。

最終的な最後のまとめについて、前回の審議で一応了解を得たという格好になっており

ますけれども、評価結果のまとめの考え方と類型化、一覧表が参考資料に入っていますが、これを踏まえて最終的な評価書を仕上げていきたいと思えます。

それでは、事務局から進捗状況について説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料1を御覧ください。現時点での各国からの回答及び作業の進捗状況について御報告させていただきます。

これまで回答をいただいた国につきましては、オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの9か国でございました。今回新たにニュージーランド及びバヌアツから回答があり、これで回答があった国は、自ら評価対象国14か国中11か国ということになりました。現在、ニュージーランド、バヌアツの回答書については、翻訳作業中でございます。

また、追加確認を求めておりました国のうち、オーストラリア、チリ、ハンガリーについて回答がございました。これらについては追加確認に対する回答書を翻訳し、評価書に反映したものを今回資料という形で提出をさせていただいております。

なお、表1の*で示しておりますメキシコ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスの4か国につきましては、現在外務省に回答書が届いているという連絡がございました。これについては今、取りにいつているところでございますので、すぐに翻訳作業に着手したいと考えております。

以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。新しくニュージーランドとバヌアツから回答書を受けたということと、追加確認に対してオーストラリアとチリとハンガリーが回答を送ってきて、翻訳が済んで、今日その回答書の中身も含めて評価案をまとめていきたいと思えます。

メキシコ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスについては、まだ事務局までは来ていないけれども、外務省で回答を受け取ったという状況なので、みんな一斉というわけにはいきませんが、順次進んでいるという状況かと思えます。何か御質問はございますか。いいですか。

ありがとうございます。それでは、国別の審議に入りたいと思えます。その前に各国の評価の前の評価手法案のところですが、これについて前回からやや手直しと復習の意味も含めて、もう一度全体について事務局からお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料を説明させていただきます。

お手元に資料2を御用意いただければと思えます。これは前回、山本専門委員の方から、用語の再整理について御説明をいただきまして、それを踏まえて反映させたバージョンという形になります。前回の修正点等を中心に、全体を簡単に御説明させていただきたいと思えます。

本文が5ページ目からです。5ページが「Ⅰ．背景」。

6ページ目が「Ⅱ．評価対象及び情報の収集方法」。

その中の「1. 評価の目的」のところで前回の審議を踏まえまして、明確化するという
ことで7行目ですけれども「今回は、我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染さ
れている可能性についての評価を行った」という部分を追加しております。

8ページ目以降が具体的な評価手法になります。評価の基本的な考え方ということで、
これまでやってきた国産牛肉でありますとか、米国産、カナダ産牛肉のリスク評価等を基
本として、大きく生体牛と食肉に分けて評価の方を行ったということでございます。

13行目以降が前回御議論いただきまして追加した部分でございますが、今回の評価は何
らかの理由で最初のBSEがイギリスで発生して、感染牛が肉骨粉等を通じて各国に広まっ
ていったというシナリオを前提にしたという記載をしております。具体的な項目がその下
です。

まず「2. 生体牛」ということで、最初に侵入リスクに関して検討を行ったというこ
とで、BSEリスク国からの生体牛であるとか、肉骨粉の輸入をその期間や国に応じて加重係
数を設定して整理をしていくという考え方が9～10ページ目に記載をしております。最
最終的に11ページ目の表3で、英国換算した数字に応じて侵入リスクのレベルを評価する
というところでございます。

11ページ目の23行目以降が「(2) 国内安定性」ということですが、これについては
以前、暴露・増幅リスクという言葉使っておりました。前回、用語の再整理ということで
御審議いただき、言葉をきちんと使い分けた方がいいのではということになり、英訳等の
ことも考えて、国内安定性という言葉にするということで、前回の調査会で合意いただき、
修正しております。

ただし、意味がわかりづらいという意見もあり、括弧して、国内対策有効性の評価を補
ってはどうかということでまとまりましたので、そこを追加したということでございます。

この国内安定性の評価に当たっては、12ページ目以降ですが、大きく4つの項目、飼料
規制、SRMの利用実態、レンダリング条件と交差汚染対策の4つの項目に大きく分けて、
それぞれの状況を踏まえて評価の方をしていくという流れになっております。

14ページ目の4行目「(3) 国内リスク」という部分は、新しく前回の議論を踏まえて
追加した部分でございます。評価結果をまとめる際には、侵入リスクと国内安定性を組み
合わせて、国内でBSEが暴露・増幅したリスクを国内リスクとして考慮したということで、
言葉の定義をしております。

「(4) サーベイランスによる検証等」は、以前から変わっておりません。国内安定性
に直接影響があるわけではありませんが、検証的なデータとしてサーベイランスのデー
タも活用したということに記載をしております。

15ページ目以降が食肉及び内臓でございますが、こちらの方は以前から特に変更はござ
いませぬ。SRMの除去、と畜場における検査やスタンニング、ピッシング、そのほか機
械的回収肉などという項目について整理しまして、食肉処理工程におけるリスク低減措置
の評価の方を行うという流れになっております。

17 ページ目の 4 行目以降が「4. 評価結果のまとめ方」でございます。評価結果のまとめは侵入リスクと国内安定性の評価の結果から経時的な生体牛のリスクをまず推定して、それに現状の食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせて、最終的に我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性を総合的に評価したということでまとめております。また、その評価結果をわかりやすく表すために参考として、前回の資料でお配りしたような参考図を用いるという形でまとめております。

以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○吉川座長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御意見等はございますか。

それでは、一応評価書案ということで、最終的にまた何度も言いますけれども、評価を進めていく段階で、国によってうまくこの評価書で評価し切れない部分が出てきたら、またここに戻って議論をしたいと思っておりますけれども、とりあえずはこの評価書案に基づいて、各国のリスク評価をしていきたいと思っております。

それでは、審議に入りたいと思っております。先ほど言ったように 3 か国から追加確認に対する回答が来たということで、いろいろな進め方があると思っておりますけれども、単純に追加確認が、回答書がどういうものであったかという説明を受けた上で、その国のリスク評価をするという格好で進めていきたいと思っております。

審議の順番に関しては、特に今までどおりオーストラリア、次がチリ、ハンガリーという順番で行っていききたいと思っております。いいですか。

それでは、オーストラリアから始めたいと思っております。追加確認の回答と反映させた部分について説明をしていただけますか。

○横田課長補佐 それでは、まずオーストラリアの資料について御説明します。

お手元の資料 3 がオーストラリアからの追加確認の回答でございます。資料 4 がオーストラリアの評価書案でございます。そちらの方をお手元に御用意いただければと思っております。基本的には資料 3 の追加確認の回答を踏まえて、資料 4 に見え消しの形で反映の方をしておりますので、資料 4 の修正部分を中心に御説明をさせていただければと思っております。

資料 4 のオーストラリアの食品健康影響評価書（案）でございます。

生体牛と侵入リスクの部分は、特段変更はございません。

国内安定性が 4 ページ目以降でございます。こちらは先ほどの評価手法の方と同様に国内安定性のところで、括弧して「国内対策有効性の評価」を 23 行目で補っておりますが、あとは細かいところで、読みやすく表現を一部修正した点がございます。が、内容的には特に変更はございません。

8 ページ目の BSE 認知プログラム、届出義務のところでございます。こちらの方は、内容は特に変更はありませんが、ほかの国との並びで最初に BSE 認知プログラムの話を書いた後に届出義務という形で順番を入れ替えただけです。以上が生体牛の部分でございます。

9 ページ目からが「(2) 食肉及び内臓」でございます。

4 行目から「SRM 除去の実施方法等」でございます。この部分が今回の追加確認の回答を踏まえて、少し追記の方をしたということでございます。

まずオーストラリア国内では、SRM については特段定義がないということです。ただし扁桃については食用に適さないということで、食用としては利用していない。それ以外の部分は、と畜前あるいはと畜後検査に合格した個体であれば、利用が認められているということで、SRM は商業的な契約であるとか、輸入国機関が必要として場合に限ってヒトの食品から排除されるということで、実際の日本向けの除去状況を追加確認の方の回答で確認しております。

資料 3 の 1 ページ目「2 と畜場」の「2.7. 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去」という表が、日本に輸出される食肉の除去状況についての回答です。これを見ますと頭部とせき髄は除去しているということでございまして、あとせき柱と回腸遠位部は商業的判断により行われていて、公的な方策はないという回答でございます。

これを踏まえまして、資料 4 の 9 ページ目の 7 行目からでございますけれども、日本に輸出される食肉については頭部とせき髄は全月齢から除去されている。せき柱と回腸遠位部は商業的判断により除去されているけれども、日本への輸出を禁止する公的な方策はないという形で追記の方をしております。

14～15 行目は、せき髄は食用として適さないため、レンダリング処理または埋葬されるか、ペットフード用として保管されるという部分を追加しております。

枝肉の洗浄の関係が 23 行目以降でございます。追加確認の回答、資料 3 の 1 ページ目の下の方でございますが、そちらの方を見ますと、せき髄除去後のと体の洗浄の有無については、幾つかの食肉処理施設では枝肉を飲用適の水で洗浄している。

更にその中の少数 2～3 施設は、この洗浄水に抗菌的な作用を期待して乳酸などを加えているという回答でございましたので、これを踏まえて資料 4 の 9 ページ目の 23 行目以降のところ、せき髄除去後の枝肉洗浄はほとんどの食肉処理施設で行われていないけれども、幾つかの施設では洗浄をしている。更に少数の施設では抗菌作用を有する物質、（乳酸など）を加えているという部分を追記しております。

その次の修正点が 10 ページ目の「日本向け輸出のための付加的要件等」の部分です。追加確認の回答が資料 3 の 2 ページ目の「5 その他」の「5.1 輸出のための付加的要件等」でございます。こちらの回答内容を踏まえまして、輸出施設は輸出管理法でありますとか、輸出管理令あるいはオーストラリア食肉基準などの条件を遵守しなければならないという点を追加しております。

その次の変更点が、資料 4 の 10 ページ目の 28 行目以降の機械的回収肉の部分でございます。こちらについては、追加確認の回答書の 2 ページ目「4.1 食肉及び機械的回収肉」のところ、日本向けに実際に輸出されているのかとか、原材料で使っている部位の方を聞いておまして、そこの回答内容を踏まえまして、修正の方をしております。

具体的には資料 4 の 10 ページ目の 28 行目以降でございます。オーストラリアでは機械

的回収肉の生産が行われていて、原材料として使っているのはせき柱で、頭部は使っていない。

また、日本への輸出実績でございますけれども、過去1年の1施設だけですが、実績はあるということで、量としてはそこに書いておりますとおり、冷凍の骨・髄除去済みのひき肉80kgちょっとということで、それほど多い量ではありませかんですが、過去1年間での実績もあるということを追加記載しております。

11ページの「と畜場及びと畜頭数」でございます。こちらの方は追加確認の2ページ目の一番下に日本向け処理している施設数、と畜場と食肉処理場の数を聞いておりますので、この回答内容を踏まえて、追加記載の方をしておりますして、と畜場の方は日本向け処理を行っているのが82施設、食肉処理施設は107施設ということで、これはすべて日本向け専用というわけではなくて、オーストラリア国内であるとか、ほかの国向けの輸出用と日本向け両方をやっている施設がございますが、その施設数の関係を追加記載しております。

最後に11ページ一番下の「④食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価」でございます。従前はリスク低減効果は大きいとしていましたが、今回、追加確認の回答で、頭部とせき髄に関しては、オーストラリア側できちんと除去しているような回答がございましたので、こちらに関しては非常に大きいという一段階良い評価になるということで、「非常に大きい」～「大きい」と幅記載の方にしたということでございます。

まとめの方は、一度ここまで御確認いただいた後にまた御説明させていただければと思います。内容に関しては、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。オーストラリアから返ってきた回答で、1つはSRMの除去の詳細について、枝肉洗浄の方法とその実態、日本の輸出のための付加条件、機械回収肉の現状と輸出実績、と畜場数、と畜施設の数という項目の回答があつて、それを順次評価書の方に今、言ったような形で書き込んだということですが、この点に関して、どなたか御意見はございますか。

回答を前に審議した幾つかの点に関して、かなり明確にはなったと思うんです。そういう点では、SRMに関しては多少行政主導的な部分が行われているということ。それから、機械回収肉に関しては生産しているし、一部は日本にも輸出した実績があるという点。枝肉洗浄のところもかなり明確になったかと思えます。

あと基本的な付加条件としては、オーストラリア側としては、特にアメリカ、カナダのような輸出プログラムという格好での規制をしているわけではなくて、日本側の輸入業者の指導という格好で対応している。この辺が前の議論からすれば、かなりはっきりしたところで、それを評価本文の方に書き込んだということです。

○山本専門委員 まずSRMが除かれているというのは非常に良いことだと思うのですが、解体処理のときの低水圧という訳が付いているのですが、これは英語の方ではどういうふうになっていましたか。

○横田課長補佐 済みません。英語の原文を今回資料としてお配りしていなかったんです

けれども、英語の原文の方はロープレッシャー・ポータブル・ウォーター・ウォッシュという記載になっております。

○山本専門委員 そのままですね。普通の水道水で洗っているということですね。ただ、と畜場を見てもみますと、オーストラリアは見たことがあるのですが、そのときはノズルの付いた噴射形のもので豚肉も洗っていたように思うので、普通のちよろちよろ出すようなホースとは違っていたと思いましたが、それも低水圧というのかなというのがよくわからなかったところでは。

もう一点、リスク評価そのものは変化しないと思うのですが、機械回収肉を使っているという点が、今後は生体牛での侵入を監視するというのが重要になってくるんだという気はしております。

○吉川座長 機械回収肉に関しては今までの審議でも食肉のリスクと別途評価しなければならないということでやってきたので、ただ、回答書で両国の取決めがあって、日本には来ていないというなら、オーストラリアの機械回収肉について、こちらが評価をしなくてもいいのではないかとということでしたけれども、今回日本にも来ているということなので、食肉内臓と別途にオーストラリアから来る機械回収肉について、どうリスク評価をするかは次に審議したいと思います。機械回収肉をしているということと日本に来ているという事実があるということの評価書の中に書き込もうということでは。

ほかにございますか。

○甲斐専門委員 先ほどの低水圧の問題ですけれども、背割りをしながら、その後にあまり洗わないということは問題のような気がします。それが1点。

9ページのちょっとした言葉ですけれども、第2パラグラフの終わりのところで「レンジ処理または埋葬」と書いてありますが、埋却の方がいいと思います。

○吉川座長 国によっては洗浄しない国もあるんだというのは、幾つか評価していったら、そうなのだと私は思ったのですけれども、理由はわかりませんが、場合によったらBSEとは関係なく、枝肉の表面の細菌等の汚染を広げるのを避けるとか、そういう理由があるのかわからないんですけれども、皮をすばっとむいて洗わないで、枝肉に持っていく国もあるようです。後で出てくるんです。

○甲斐専門委員 皮をむいて背割りした後、せき柱を切りながら、その後に洗わないというのはね。

○吉川座長 ただ、これはそう尋ねたものに対する回答書ですから。

○甲斐専門委員 回答書はそれでいいのですけれども、それをどういうふうに評価するかということでは。

○吉川座長 そういうことだと思います。それをこちらがどう評価するかということで、回答書の中には洗浄しないと明確に答えてきている国もあるので、それはそれとして向こうの記載ですから、再度の質問に対して、そう答えてきたので、評価書そのものには向こうの答えを書いて、その上で先ほどの機械回収肉もそうですけれども、評価書にどうい

ふうに反映していくかという点について、そこで議論をしたいと思います。

ほかにございますか。

○筒井専門委員 これは確認したいんですけども、9 ページのところでは SRM の除去なのですが、せき柱及び回腸遠位部は日本への輸出は拒否する。商業的判断により除去されているとなっています。

一方、MRM 機械的回収肉の場合は、原材料としてせき柱が用いられているということは、MRM の場合にはせき柱が混入するといいますか、原材料の中に入る可能性があるということなんでしょうか。この関係がよくわからなかったんです。

○吉川座長 多分この文章から見ると、とにかくオーストラリアが公的にと畜場で除去しろとしているのは扁桃ですね。それ以外については、基本的には除去を認めているわけではない。

しかし、商業的契約あるいは輸入機関が必要とした場合は食用から除くんですけども、日本について言うなら、頭部とせき髄は全月齢で除去すると、ここまでが公的なところで、せき柱及び回腸遠位部については、商業的判断で除去しているのであって、公的に日本に向けては除去するという格好で、オーストラリア政府が責任を負っているのではないということなんだと思うんです。

ある意味でこれは3段階あって、絶対にオールマイティーとして、すべてでだめという返答しかなくて、日本に対しては頭部及びせき髄については全月齢から除くという格好になっています。

その上のせき柱と回腸遠位部に関しては、多分どちらかということと日本が輸入業者に要求しているということを前提に合意されている。だから、オーストラリア側としては、特にプレッシャーはかけていないということなんだと思います。ちょっと複雑ですけども、そういう理解でいいですか。

○横田課長補佐 そういうことになるかと思います。以前御紹介しましたが、リスク管理機関からの通知による指導ということで、SRM については輸入を控えるようにと自粛指導を行っていますが、多分 MRM はそこには入っていないという整理になるのではないかと思います。

○吉川座長 一応どの程度の商業的配慮が有効であるかというので、この前、農林水産省と厚生労働省に頼んで、1 か月間だけですけども、オーストラリアの輸入についても実績を見てもらって、1 件混ざっていたのがあったということでした。そのレベルの商業的判断ということになる。商業的判断とコンプライアンスというのは、オーストラリアに関してはそのくらいの守られ方にはなっている。

ほかにございますか。

○小野寺専門委員 トレーサビリティーのところなのですが、10 ページの一番最後の文章です。「所有識別番号 (PIC)」と書いてあるんですけども、ほかの略語は大体見当が付くのですが、この PIC は元の英語はあまり見当が付かない略語だと思います。英語の略語がどん

どん出ているから、何となく見当が付くのは良いのですが、見当が付かないのは原語も本文に入れておいた方がいいのかなと思います。

○横田課長補佐 回答書のオーストラリアのファイルを見ていただければと思います。その英語版の 69 ページにありますけれども、PIC の略は Property Identification Code です。

○小野寺専門委員 わかりました。

○吉川座長 日本語の省略の前に英語を全部入れるのは親切だけれども、各国それぞれの訳語を使っていて、すごく多いので、今回は略語と日本語訳で、もし必要であればオリジナルの方の英文をね。

○小野寺専門委員 大体見当は付くのですが、見当が付かないものがあつたと思ったのです。

○吉川座長 ほかにございますか。それでは、とりあえず本文の書き換えをして、こういう形にしたということで、先ほど機械回収肉等についても、あるいは洗浄についても疑問が出ましたけれども、最後のところに前回の評価書（案）のまとめ方というのを山本専門委員に出していただいたんですが、それに基づいて総合評価のまとめというか、オーストラリアのまとめをモデルとして書いてみたので、それについて事務局の方から説明をいただいた上で、先ほどの評価に関わる機械回収肉の部分、あるいは洗浄の部分について議論をしたいと思います。お願いします。

○横田課長補佐 資料 4 の 13 ページになります。まとめの部分について御説明いたします。

こちらの内容は基本的に前回、山本専門委員の方から御説明いただきました、本日は参考資料 1 でお配りしておりますけれども、総合評価の方向性案のたたき台という形で、生体牛と食肉処理工程のリスク低減効果を組み合わせ、類型化したパターンの表現を基に記載の方をしております。

13 ページ目の方を簡単に御紹介いたします。5 行目からですけれども、回答書に基づいて評価を行った結果、侵入リスクはオーストラリアの場合は「非常に低い」～「無視できる」というレベルだったということでございます。

国内安定性の方でございますけれども、当初は暴露・増幅する可能性が高いということでございましたが、その後次第に改善の方をしております、2003 年以降は暴露・増幅する可能性が低いと考えられたという形でまとめております。

10 行目から、これらは侵入リスクと国内安定性の評価結果から、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられるということで、生体牛の方をまとめております。

12 行目以降が今度はサーベイランスの方の結果概要が書いてあります。OIE で利用されているポイント制に基づいて試算したところ、10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしているということで記載の方をしております。

16 行目以降が食肉処理工程におけるリスク低減効果ということで、先ほどの内容の御説明のところ御紹介しましたとおり判定すると、「非常に大きい」～「大きい」と推定さ

れたということでございます。

これらを組み合わせると、オーストラリアでは国内で暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果も「非常に大きい」～「大きい」と推定されたことから、オーストラリアから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるという形でまとめております。

最後の 14 ページ目でございます。前回御審議いただきました結果を踏まえまして、参考図ということで、上が生体牛のリスクということで侵入・国内リスクと国内安定性を経時的に組み合わせた図を表しております、下の方はその生体牛のリスクと食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせた最終的な我が国に輸入される牛肉等のリスクを図で表したということでございます。

また 13 ページ目、本日の資料には記載しておりませんが、先ほど吉川座長からお話があったとおり、評価手法の方でも機械的回収肉はもしそういう実績等があれば、別途検討するという形になっておりましたので、一番最後にこの機械的回収肉の部分は追加記載する必要があると考えております。

資料の御説明は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。一応評価書の今までの流れをまとめるという格好で、前半に生体牛についての事実経過とその評価。一応その検証という格好でサーベイランスの記載。現状での食肉処理工程についての評価という、それを組み合わせた格好で総合評価として、オーストラリアでは国内で BSE が暴露増幅した可能性は無視できると。食肉処理工程においてリスク低減効果は多少幅がありますけれども、「非常に大きい」～「大きい」という推定で、両方組み合わせて、我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できるという答えです。

先ほどずっと機械的回収肉については、輸入実績の問題もあるので、日本に来ているなら考えようと言ってペンディングにしてきたんですけれども、回答書からは特に取決めがないので日本には出しているということなので、仕切り直しをして、機械的回収肉についてどう考えるかという審議をしたいと思います。何とかなるだろうと思って先延ばしておく、大体こういうことになるので、もっとぎしぎし議論をしてくればよかったのかもしれないです。

○山本専門委員 先ほども申し上げたんですけれども、機械的回収肉そのものはリスクの要因となり得るとするのは、これまでも各国で議論をされてきたところですが、それには少し条件が入るだろうということです。というのは、もともとのその国のベースにある BSE のリスクがどの程度かということによっては、やはり機械的回収肉はリスクの程度が変わってくるわけです。となると、やはり生体牛でのリスク、国内リスクの状況を加味して、機械的回収肉のリスクを最終的に決めるという方向で決めるしかないですね。

○吉川座長 確かに製造方法が違うし、疫学的にはイギリスでの vCJD の主な原因は、牛からヒトに来たのが機械的回収肉だろうというのが通説になっているわけで、確かに肉の部分

はある意味では、と畜場での製造工程での特にせき髓、背割りのときに飛んだものが付着したような交差汚染という格好になりますし、機械回収肉の場合は骨も神経も入ったものをミンチして肉を回収するという、製造工程が全く違うので、そのリスクの違いがイギリスでの汚染を生んだということと、イギリス自身の当時の規制前の感染牛の多さと相まって、そういう結論になっているわけです。

言われたとおりの一つは、と畜場に来る牛の背景のリスクが一義的に食肉あるいは機械回収肉そのものに対するリスクに影響することは事実です。同時にと畜場での処理工程、あるいは食肉処理過程での処理の違いによってある程度、もし陽性牛が来たときには、リスクとしてはかなりの違いを生んでしまうという組み合わせになるわけですがけれども、オーストラリアの機械回収肉について、今まで得られた情報の中でどういうふうに評価するかということになるかと思うんです。

○小野寺専門委員 機械回収肉が危ないというか、問題であるという議論が出たのは、歴史的にはたしか 2000 年と 2001 年くらいだと思うんです。したがって、それ以前は MRM という言葉自身もそれほどあまり使われていなかったということもあるものですから、ここではオーストラリアが MRM を日本にもし輸出したとしたら、いつやったのかとか、現在やっているのかとか、そういう土地の問題とか毎年どのくらいとか、年別の量ですね。そういうものがわからないと、なかなか難しいと思うんです。

○吉川座長 先ほどの回答書は過去 1 年間のデータで、去年 1 施設が MRM を日本に 81.6kg 輸出したことがあると回答してきたわけです。

○小野寺専門委員 そうすると、それ以前はやっていなかったということですか。

○吉川座長 それは回答書ではそうとしか書いてこなかった。要するに日本に機械回収肉を輸出しているのかと云ったら、輸出していると。その実績は過去 1 年を見れば、1 社がこれだけを輸出していましたという回答書を送ってくれたということですね。

○横田課長補佐 はい。

○吉川座長 だから、決して古いことではない。

○小野寺専門委員 そうすると、コンスタントにやっていると見てもいいということになるのですか。

○吉川座長 コンスタントかどうかわからないけれども、少なくとも日本も止めていないし、オーストラリアも止めていないということです。コンスタントであるかないかはこの回答ではわからないけれども、少なくとも出す方も入れる方も特にそれについて、特別な配慮をしているわけではないということです。

どなたか御意見はございますか。堀内先生、何かありますか。

○堀内専門委員 幾つか確認しておきたいことがあるのです。これまでの議論の中で、非定型の BSE の扱いは何か議論されてきていますか。ちょっと記憶があいまいで申し訳ないです。

○吉川座長 特に議論をしませんでした。だから、最初の評価書のシナリオのところ

に、その侵入リスク、国内リスクというものの考え方は、何らかの理由でイギリスに BSE の流行が起こって、そこからプロダクトが他国に広がって、そこで増幅をして、それがまた次にという上流のシナリオ 1 本で考えようということで、すべて侵入リスクの評価をしてきたものですから、その国内でランダムに起こる、世界中どこでも起こり得る非定型というシナリオを入れるとすると、侵入リスクとまた別途にシナリオを各国に当てはめてつくっていくことが必要にはなると思うんです。

○堀内専門委員 なぜお聞きしたかといいますと、まだ非定型の BSE の原因ははっきりしないですけれども、フランスの方のデータを見る限り、出生のコホートで見る限り、要するにクラシカルな BSE はある一定に収束するけれども、ランダムに出てくるので、それを論拠に孤発性のものではないかという話があります。そうするとオーストラリアでも全く出ない可能性はないわけですね。

ですから、今回のオーストラリアの例だけに限って言うと、非常に量も少ないということで、これがそもそも何らかのリスクを上げるファクターになるとは思えないんですけれども、サイエンティフィックなベースとして、一方で仮にオーストラリアであるとして、この 10 万頭に 1 頭という割合よりはもっと低い、今まで言われているのは 100 万頭に 1 頭とかそういうレベルで起こる可能性があると言われている非定型と言われるものを考慮すると、今後その低減として MRM の輸入というのはこのまま続けていいのかというような、付記という形で何かかけられないのかなと。

この 81.6kg のリスクということを考えて、決してこの評価に影響するものではないと思うんですけれども、今後の対策としてオーストラリア以外の国からの機械回収肉も含めて、輸入の是非を検討していただきたいということを付記してはいかがでしょうか。

○吉川座長 そうですね。それにも私自身は引っかかかっていて、それもあってどうしようかと思ったところがあって、評価書の方に幾つかストーリーをつくっていくのは、特に非定型のはまだある意味ではランダムには出てくるけれども、どのくらいの頻度とかそこら辺のバックがわからなかった点もあって、イギリス発のシナリオでやっていこうかということやってきたんですが、科学的に考えれば、確かにイギリスからの侵入リスクがなかったからといって、その国に全く BSE が出ないということではないというのは、そのとおりだと思います。

○小野寺専門委員 確かにシンポジウムでそういう話があったんですけれども、問題はそれに関する論文をあまり見ないとか、出ていないということなのです。少なくともイギリスでランダムに出てくるということで、それに関してもう少し詳しいデータを待つとか、そういうことはできないんですか。

○堀内専門委員 フランスからは 1 本報告が出ています。グラフでコホートによって、クラシカルなものは、ここに収束するけれども、数が少ないのですけれども、1 例ずつですが、ぽつぽつと出てきています。

○小野寺専門委員 それは知っていますけれども、ちゃんとフルペーパーになっているか

どうかということです。

○堀内専門委員 恐らくニューロプリオンのレポートになっていると思うんですけども、そういうファーストコホートで出てきているという事実はあるわけですから。

○小野寺専門委員 細かい話になりますけれども、ニューロプリオンに出ているのは勿論アプトストラクトがあるのは知っていますが、例えばベタリナリーレコードでも何でもいいのですけれども、そういうところまで行っているのかなと思ったんです。

○堀内専門委員 論文になっているかどうかは別問題として、フランスだけのデータですけども、そういう事実はあるということはそのとおりだと思うんです。

先ほどの話でよろしいですか。勿論、非定型の BSE が国内安定性、国内の増幅リスクが低いと言われる国で非定型が原因で、今の状態で国内の BSE リスクを上げることにはならないんですけども、機械回収肉ということに関していくと、例えばオーストラリアの場合、一応その健康な牛から取った機械回収肉でも、非定型の BSE は多くのものは症状が出ていないところから見つかってきているという背景もありますので、慎重を期す意味では、そういう事実もあるので、付記する形で対応してはいかがかなと思います。

○吉川座長 それもリーズナブルかと思えます。最初の評価書の方にそう書いたから、牛肉のところまでの総合評価としては、そのシナリオに従えば恐らく生体牛そのものの方にほとんど増幅リスクがないということを考えれば、機械回収肉についてもリスクは論理的には無視できる格好になるのかもしれないけれども、一方で頻度が低いとは言え、ある年齢に達した牛では、低い頻度でイギリスに由来するものではないタイプの BSE が出るということを考えれば、機械回収肉についてもそれなりのリスクが無視できないということをおーストラリアの総合評価をした上で、評価書に付記をするという考え方もあるかと思うのです。

多分 OIE も含めて、まだ非定型の BSE に対してのリスクをどう評価するかということは、いつかは議論をしなければならぬと思うんですけども、それよりは既に流行してしまった規模の BSE に対しての各国の評価と、そこで行き来する物品に関する安全性の議論の方が先行しているのであれですが、ここは評価委員会ですから。

いつもそうですけれども、評価の最後のまとめになってきて、少しずつ先送りしたものとか見落としてきたものを含めて、総合評価の中にどう反映させるかという一番難しいところに来るんです。今、堀内専門委員の方からそういった意見が出ましたけれども、佐多先生はどうですか。

○佐多専門委員 後で付記するような形でいいのではないですか。

○吉川座長 それでは、とりあえず事務局と相談して、今日の意見を聞いて、これはまだ最終結論ではないので、総合評価のまとめのところと機械回収肉に関して、非定型も含めた考察を付記するという格好で、オーストラリアをまとめてみたいと思いますけれども、いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 甲斐専門委員、先ほどの洗浄の件があったんですけれども。

○甲斐専門委員 もう結構です。

○吉川座長 それでは、一応オーストラリアに関しては、幾つか指摘をいただきましたので、その点を反映させると同時にまとめに関して少し事務局と相談して、たたき台をつかって意見を伺いたいと思います。

それでは、チリ、ハンガリーについて、同じような格好で進めていきたいと思います。事務局の方で説明をお願いします。

○横田課長補佐 済みません。オーストラリアの追加事項の確認で1点間違っていた箇所がございます、修正の方をお願いします。資料3の2ページ目の一番下の食肉処理場の施設数が表中では31と書いてあるんですが、これは107が正しいということで、資料4の評価書の方は107という正しい数字になっておりますので、こちらの追加事項確認の表の31を107に修正をよろしくお願いできればと思います。申し訳ございません。

○吉川座長 ゼロというのはゼロのままでもいいわけですね。日本向けは特に別扱いしているわけではないということですね。

○横田課長補佐 日本向けは専用施設はゼロですけれども、共用施設は107ということで、31は107の間違いでございますので、修正をお願いできればと思います。

○吉川座長 わかりました。

○横田課長補佐 続きまして、チリの評価書（案）たたき台の内容について御説明させていただきます。資料5と資料6をお手元に御用意ください。

先ほどと同じように資料5が追加事項の回答で、その内容を踏まえて資料6の方を修正しておりますので、資料6を中心に御説明をいたします。

最初の修正点が、3ページ目の一番下のところで20行目以降でございます。こちらの方は輸入量が回答書と貿易統計の方で大分数字が異なっているところがあったということで、具体的には3ページ目の表2の輸入実績のところを見ていただきますと、欧州の中程度汚染国から、回答書では特に輸入実績はなしということだったんですが、貿易統計の方では1991年～1995年から1,638トン、2000年以降も大体8,000トン以上、5年単位ですけれども、輸入があったということで、大分数字に食い違いがあったということで、この点に関する記述を追加しております。

この点について、チリ側に追加確認で回答を求めた結果は、資料5の1ページ目の真ん中辺でございます。チリ側の回答といたしましては、チリが実際に確認している輸入記録は回答書に出した数字ということで、日本の貿易統計の数字とはやはり合っていないということです。

この理由としては、他国からの質問書、恐らくGBRとかの評価のときの質問かと思えますけれども、そういったときでも同じような事態が起こっているということで、HSコード2301.10を今回は肉骨粉ということで定義しておりますが、それについて定義が悪いということで、肉骨粉だけではなくて家きんのくず肉とかフェザーミールなどが含まれている

ために、こういう形で少し食い違いが出ているのではないかということがチリ側の回答で
ございます。

こういった回答を踏まえて、今回の評価に当たっては、回答書と貿易統計のどちらの数字
を採用すべきかということについて、資料6の3ページの一番下から記述してございま
して、回答書と貿易統計で大きな相違があった部分に関する詳細な検討を行ったというこ
とです。

まず、1991年にスペインからチリに輸出が1,638トンあったという記録がござい
ますが、こちらの記録の詳細を確認しましたところ、これは、スペインの経済財務省発行の貿易統
計に記録があったもので、これのHSコードが2301であり、4けたのコードで記録されて
いたということでございます。

このコードは肉粉だけではなくて魚粉なども含まれていおり、4ページの上の方ですけ
れども、実際は6けたのコード2301.10とか2301.20という形で細かいコードの方が分か
れていて、2301だけですと肉粉だけでなく魚粉も含まれるということで、この1,638ト
ンは肉粉ではなく魚粉などであった可能性も考えられるということが1点ございます。

その次の段落でございます。このことを裏づけるということで、EFSAのGBRの評価の報
告書を確認した結果、このEFSAのGBRの報告書では、チリの回答に加えて、実際にヨーロ
ッパ自身で1980年～2003年までのHSコード2301.10の輸出に関するEU統計局の記録も
確認の方をしておりまして、この報告書の方では欧州からの肉骨粉に関してはデンマーク
の記録のみが記載されていて、スペインからの記録は特に報告書では出てきていないとい
うことを考えると、この1991年のスペインからの輸出はコード2301.10に該当しない魚粉
などであったと考えられたということでございます。

12行目以降でございます。2004年以降のドイツ、スペイン、イタリアから輸出された1
7,404トンでございますけれども、こちらはEU統計局の記録でもきちんと記録があったと
いうことでございます。

この輸出に関してはどう考えるかということですが、これはチリの方の輸入規制の方で
ございますけれども、1999年に牛及び牛製品または副産物の輸入はBSE非発生国からのみ
認めるということを規定の方をしております関係で、これは恐らく牛以外の動物の肉骨粉
である可能性がまず一つは考えられた。

それから、2004年以降ということでございますので、この当時のEU規則で畜産副産物
の加工に関して、SRMは排除する。また133℃/20分/3気圧処理などをされているとい
ったことを考慮しますと、この輸出が侵入リスクとなった可能性は低いのではないかと
いうことを記載しております。

19行目以降は、先ほどのチリからの回答でございます。チリの方の記録ではこの輸入と
いうのはなくて、やはりHSコードの定義が悪くて、家禽くず肉やフェザーミールが含ま
れているのではないかと回答もあったということに記載しておりまして、これらの点を
すべて考慮すると、この評価に当たっては貿易統計ではなくて、チリの回答した輸入量に

基づいて評価を行うことが妥当と考えられたということで整理をしております。

4 ページ目の一番下の輸入生体牛と肉骨粉の組み合わせの結果も、貿易統計であると今の肉骨粉の結果に引きずられますけれども、今、御説明した理由によって回答書の輸入量に基づいて評価をすることが妥当と考えられたということで、それに基づいて評価をすると、5 ページ目の表 3 が侵入リスクでございますが、全期間にわたって無視できるという判定になったということでございます。

その次の大きな修正点は、資料 6 の 6 ページでございます。SRM の利用実態がよくわからなかったということで、今回、追加確認の方で回答を求めておりまして、資料 5 の 2 ページの上の表がその SRM の利用実態の表になります。

チリで SRM の規制が施行される前は、頭部、せき柱、回腸遠位部は食用に回っていて、せき髄はレンダリング後、飼料に利用されていたということ。SRM の規制施行後はチリで SRM とされた 30 か月齢を超える個体の頭部、脾臓、全月齢のせき髄と回腸遠位部は焼却または埋却処理されて、それ以外の部位は食用とされているという形で、追加確認の回答を踏まえて追加記載の方をしております。そのほかに死廃牛であるとか緊急と畜牛の取扱いに関しても、そこに追加記載をしております。

その次の修正点が 9 ページ目の下の方「(2) 食肉及び内臓」でございます。日本向けに輸出される食肉の SRM の除去状況ということで、追加確認の回答の方で、資料 5 の 2 ページ目の下の方の表が、日本向けに輸出される食肉の SRM の除去状況でございます。

基本的にはチリの国内で SRM とされている部位は除去しているということで、30 か月齢を超える個体の脳、眼、扁桃、脾臓、全月齢のせき髄、回腸遠位部が除去されている。せき柱はチリ国内で SRM となっていないので、除去は義務ではないけれども、先ほどのオーストラリアと同様になるかと思いますが、輸入者に対する通知による SRM の輸入自粛指導によって日本に輸入されないようになっているということを追加記載しております。

その次の修正点でございます。10 ページ目の 1 行目でございます。背割り鋸の洗浄が適切に行われているかどうかは最初の回答でわからなかった関係でございます。追加確認の 3 ページ目の一番上に、背割り鋸は 1 頭ごとに十分洗浄・消毒しているかということで確認をした結果、個体間で適切に洗浄・消毒しているということで、1 頭ごとにきちんと行われていることを追加記載しております。

評価書の 10 ページ目の 8 行目以降「SSOP、HACCP に基づく管理」でございます。こちらの方は、日本向けの施設に関してはすべて導入されているのが追加確認の 3 ページ目の真ん中の表が HACCP や SSOP の導入施設数とか聞いておりまして、日本向けはすべて導入しているということでございますので、そこを追加しております。

その下 16～17 行目が「日本向け輸出のための付加的要件等」でございます。追加確認の回答書の 3 ページの一番下「5. 1 輸出のための付加的要件等」です。特にチリは国内向け条件に加えて、日本向けに BSE に関連した特別な要件は持っていないということなので、その部分を追加記載しております。

11 ページの「と畜場及びと畜頭数」でございます。追加確認の回答書の3 ページ目の日本向け施設数は、と畜場が8 施設、食肉処理場が5 施設というのを追加記載しております。

最後のまとめはまた別途ということで、内容に関しては以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。オーストラリアと同じように、回答書で明らかになった部分がそれぞれの項目のところに書き込んだということ。

もう一つは、回答書を待ったもう一回検討しようといった輸出国の方のデータと、この場合はチリになるわけですけれども、輸入国の貿易統計が合っていない件に関して、回答は前回と同じで、チリの記録には輸出の貿易統計のような数字はないということで、それについて事務局の方でほかの情報も含めて調べたというところが、恐らくチリの議論の一番重要なところになるのではないかと思います。

先ほど言ったように大きく2 期にわたって貿易統計のずれがあって、初期のスペインの問題と2000 年を既に過ぎて規制が始まった後でのヨーロッパからのと2 群あるわけです。スペインの方に関してはスペイン側の輸出情報の国際コードの輸出番号6 けたに対して4 けたということで、必ずしも直接肉骨粉を示すものではなくて、魚粉とかほかのものが入っていた可能性があるということと、EFSA 自身がGBR に基づく評価をするという段階でもう一回調べた上で、肉骨粉の可能性は排除しているということ。

それから、2000 年を過ぎた後の輸入に関して、やはりずれがあるわけですけれども、ワーストシナリオを取ったとしても、既に当時の輸出したヨーロッパの国々ではSRM 除去あるいは3 気圧/130℃という感染価を1,000 分の1 に下げるという措置を取っているので、肉骨粉だったとしても感染価としては非常に低いだらう問題と、チリそのものがヨーロッパの出た国からの輸入を禁止しているのも、恐らく実際には肉骨粉でない同じグループのコード番号になっているのではないかとこの考察を加えた上で、チリの回答書の方を取るかということなんですけれども、ここに関してどうでしょうか。

これも先ほどのオーストラリアの機械回収肉と同じで、回答書を待って最終的に決めようというので、やや両方の考え方をそのまま持ってきたんですけれども、回答書をいただいて周りの状況を調べたというところで、最終的な評価に入っていかなければならないんですが、この点に関して、どなたか御意見はございますか。

筒井専門委員、どうですか。

○筒井専門委員 特に意見はないんですが、裏づけで納得できる状況であれば、私は問題ないのかなと分析をしています。

○吉川座長 どなたかほかにも御意見はございますか。スペインのものに関しては、EFSA のそういう意味ではEU のコードをもう一回調べて否定をしているので、そのまま採用しているのではないかと思います。

2004 年から後のドイツ、スペイン、イタリアというのに関しては、チリの言い分も一理あると思うので、既に明らかに流行がわかっていたから、改めてBSE の陽性国から牛の肉骨粉を入れることは考えづらいということと、もしその中に入っていたとしても、

もう既に当時のヨーロッパのレンダリングの方式は変わってしまっているし、SRMは除去しているし、3気圧の処理をしているということを考えれば、あえてチリの回答を拒否してワーストシナリオを入れなくてもいいのかなという気もするのですが、どうですか。

山本専門委員、意見がありましたら。

○山本専門委員 なかなか難しいのですが、2004年以降のものが実際にどういうふうに使われているのかという記録が本当はあるはずですが、なかなかそこまで回答してくれていないというのはあるのです。

○吉川座長 入ってきたらどうかという問題ではなくて、入ってきた後に何に使ったか。

○山本専門委員 例えばペットフードに全部回っているとかですね。

○吉川座長 そういう質問の項目はありましたか。輸入肉骨粉がある場合、その使用について問うということはありましたか。

○横田課長補佐 それは最初の回答書で聞いたと思いますけれども、チリ側の回答がそもそも輸入がないと言っているので、それ以上の回答はでてこないという状況だと思います。

○吉川座長 そうすると最初のケースの方のスペインに関しては、チリ側の回答の方を科学的と考えようと。これに関してはいいですか。

○山本専門委員 一応 EFSA の裏づけがあるということで認めていいのではないかと思います。

○吉川座長 2001年～2005年までの8,527トン、2006年以降の8,877トン、合わせて17,404トンという。どなたか御意見はございますか。

私としては、合わせて17,000として、しかし、2004年の時代に牛でメインに来ることはあり得ないし、もし牛が入ったとしても130℃をやっている、感染価が1,000分の1だとするなら1,000で割れば、前の換算で行くなら17トンの輸入量に相当するということですね。仮にそれが全部牛だったとしても。

そうだとすれば、ワーストシナリオを取ったとしても、実際上のリスクとしてはヨーロッパの低汚染国から17トンというのは、従前の考えであれば、それほど侵入リスクとしては影響しないことになるのではないかと思うのです。

特にありますか。どうぞ。

○甲斐専門委員 私はこれでいいのではないかと思ういます。肉骨粉と言ってもヨーロッパの場合は牛とか牛以外とかいうのではなくて、C1、C2、C3となっていますので、ここでC1というのはなかなか考えられないので、これでいいのではないかと思います。

○吉川座長 2004年であれば、もう既にカテゴリーもできてはいると思うし、とりあえずチリに関してはこの考え方でいいですか。

○筒井専門委員 結局その肉骨粉と定義をされているんですけども、このHSコードにあるように、必ずしも全量が肉骨粉というカテゴリーにはなっていないですね。そうすると、ワーストシナリオは肉骨粉と言っているんですが、チリ側からの回答では肉骨粉ではないと言っているということからすれば、逆に言えば、これを覆すだけの十分な証拠はあ

まりないのではないかという気がして、基本的にはチリの言うことを踏まえた方がいいのかなという気がしています。

○吉川座長 では、とりあえずこのシナリオで、ここの部分はむしろチリの回答の方を採用して、貿易統計の方は棄却するという形でリスク評価に反映させたいと思います。ほかにチリの回答書に基づいて直した部分についての問題がありますか。

それでは、総合評価のまとめのところについて、説明をしていただけますか。

○横田課長補佐 まとめの部分を御説明いたします。資料6の13ページ目がまとめになります。基本的な内容はほとんどオーストラリアと同じになるかと思えます。

まず侵入リスクは先ほどの議論を踏まえたと、すべての期間について無視できると考えられたということをございます。

国内安定性の方は、過去は暴露・増幅する可能性が高かったが、その後次第に改善してきておりまして、直近2005年以降は暴露・増幅する可能性が非常に低いと考えられたということをございまして、これらを組み合わせると国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられるということでございます。

サーベイランスの方はOIEのポイント制で計算をすると、10万頭に1頭未満であることを示す基準を満たしているという形になります。

食肉処理工程におけるリスク低減効果の方は「非常に大きい」～「大きい」と推定されたということで、それらを組み合わせますと、チリでは国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果も「非常に大きい」～「大きい」と推定されたため、チリから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるという形でございます。

裏面14ページの方にチリの参考図という形で、オーストラリアと大体同じようなパターンでございますけれども、まとめの方をしております。

説明は以上です。

○吉川座長 ありがとうございました。前回の総合評価の方向性案のたたき台の暫定版のところに、この前どちらを取るかと言いつつ、無視できるという格好だとオーストラリアとほとんど同じパターンになるかもしれないということですがけれども、チリ側の回答を採用するという形になると、ほぼオーストラリアと同じで、背景の方の生体牛のリスクはほとんどないという。国内安定性が順次改善をしてきた。

現状での食肉処理の部分に関しては、低減効果は「非常に大きい」～「大きい」という形で、機械回収肉をしていないので、オーストラリアと違って、その部分は特に追記がないということでございますか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、一応チリはそういう形で終えたいと思います。

それでは、最後にハンガリーについて、説明をお願いします。

○横田課長補佐 ハンガリーについては資料7が追加確認の回答、資料8が評価書(案)

たたき台になります。基本的には先ほどと同じように、資料 8 の修正部分を中心に御説明いたします。

資料 8 の 1 ページの 23～24 行目のところで、生体牛の輸入頭数でございます。追加確認の回答は資料 7 の 1～2 ページで、少し新しいデータをハンガリーの方から提供していただきましたので、それを踏まえて若干頭数の方が増えておりますけれども、修正の方をしております。

評価書の 2 ページの方でございます。17 行目以降で、肉骨粉のデータが 2005 年以降の最近のデータが最初の回答のときになかったので、この部分に関して追加確認の方で聞いておまして、回答書の方が資料 7 の 3 ページの一番下のところでございます。

1.2.3 のところで書いてありますけれども、肉骨粉の輸入データに関しては、ハンガリーからの追加確認によると、EU 加盟以前は家畜検疫部門で肉骨粉などの輸入データを収集してが、EU に加盟した 2004 年 5 月以降は、結局 EU に加盟したことで、ほかの EU 加盟国の国境動物検疫所を介して EU 域内に持ち込むことができるようになったということで、一度 EU 域内に入ってしまうと、その後は物の移動はフリーのようございまして、ハンガリーとして情報収集することが不可能になったということで、データがないという回答でございます。それを踏まえまして、評価書の 2 ページの 17～21 行目の記載をしております。

その次に直したところが 4 ページ目「侵入リスクのレベルの評価」でございます。12 行目以降、生体牛のところでは回答書と貿易統計、先ほどのチリの例と同じように比較をしています。具体的には 3 ページ目の表 1 で生体牛の輸入がございしますが、その下のところの暴露要因となった可能性のある輸入牛。こちらが回答書に基づいて判定した場合で、一番下が貿易統計に基づいて判定した場合です。

基本的には回答書に基づいた方が同じか高い結果になっているんですが、2006 年以降だけは回答書に基づく中程度で、貿易統計に基づく高いということで、貿易統計の方が少し評価が悪い結果になっているということで、この部分をどちらを採用すべきかという考察を 4 ページの 12 行目以降でしております。

この原因は詳細を確認したところ、貿易統計の方と回答書でスロバキアからの輸入生体牛の頭数が大幅に違ったことが原因だということで、年ごとに細かく見ていきますと、スロバキアからの生体牛の輸出頭数は、貿易統計によると 2002 年～2005 年くらいまでは大体数千頭単位だったんですけども、2006 年だけは突然 96,000 頭以上と大幅に増加をしていたことから、貿易統計の方が高いという判定になったということでございます。

これに関しては、ハンガリーの牛の飼養頭数が大体 80 万頭前後、と畜頭数が年間 12 万頭強ということでございまして、これを考えると実際に貿易統計で記載されている 2006 年のスロバキアからのハンガリーの輸出頭数 96,000 頭以上という牛が、すべてハンガリーで輸入されて飼養・と畜されたというのは、考えづらいのかなということでございます。

EU 統計局のデータを確認した結果、スロバキアからハンガリーの輸出頭数はこの貿易統計の数字のとおりでございますが、ハンガリーのスロバキアからの輸入頭数を見ますと、

こちらの方はずっと少なくても2,300頭ちょっとになっており、大きな違いがあったということで、この理由について考察しておりますけれども、今回用いた貿易統計は輸出統計ということで、統計の性質上トランジットということで、ハンガリーを通過して、更にほかの国に輸送されるケースなどを含む場合もあるということで、実際に直接ハンガリーへの輸出でない場合であっても、統計上はハンガリーへの輸出頭数として計上される場合もあるということをご記載しております。

そういった点を考慮すると、このスロバキアからの生体牛の輸入頭数については貿易統計よりも実際にハンガリーの回答を用いた方が妥当ではないかということで、ここの部分は回答書に基づいて評価を行ったということで記載しております。

評価書の5ページ目の22～23行目以降のところ、今度は肉骨粉の方でございます。こちらの方は回答書と貿易統計で比較しますと、回答書の数字を用いた場合よりも高くなることはなかったということで、基本的には回答書に基づいて評価を行うことによいのではないかということでございます。

ただし、先ほど説明したとおり、直近の肉骨粉の輸入データ、2004年以降はデータがないということでございますので、こちらの方は貿易統計に基づいて評価を行うことにしたということでございます。その結果、侵入リスクの方は5ページ目の一番下の表3にあるとおり、1986年～2005年までは高い、2006年以降は中程度になるということでございます。

その次の修正点が9ページ目の「③サーベイランスによる検証等」の「母集団の構造」でございます。牛の頭数が最初の回答ではなかった関係でございます、ここのところを追加確認の回答を資料7の4ページ目で、今回ハンガリーの方から牛の飼養頭数の数字を細かく出していただきましたので、これを踏まえて評価書（案）の9ページ目の数字を記載したということでございます。

その次の修正点が評価書の11ページ目の下でございます。「食肉及び内臓」のところ、日本に輸出される食肉のSRM除去の実施状況でございます。こちらは追加確認の回答の5ページ目の上の方で、日本に輸出される食肉のSRMの除去状況を聞いておりました、基本的にはEU規則でSRMに指定されている部位、12か月超の頭部及びせき髄、30か月超のせき柱。それから、扁桃と十二指腸から直腸までの腸、腸間膜は全月齢を除去している。それ以外のSRMは通知による自粛指導で日本に輸入されないようになっているということを追加記載しております。

評価書の12ページ目の9～10行目のところで、せき髄除去後の枝肉の洗浄の関係でございます。追加確認の回答の5ページ目の真ん中辺で、せき髄除去後のと体の洗浄の有無を聞いておりました、ハンガリーからの回答によると実施していないということでございますので、その部分は評価書の方に反映したということでございます。

評価書の12ページ目の一番下「日本向け輸出のための付加的要件等」でございます。こちらの方は追加確認の回答の5ページ目の一番下5.1の方でハンガリーから回答がござい

まして、日本向け輸出に必要とされる証明書を発行することが必要だということで、証明書に記載された事項に適合する必要があるということで、評価書の 12 ページの一番下でございませけれども、その証明書の中には家畜衛生条件等の中で、日本向けの食肉等はハンガリーにおいて出生し、ハンガリーにおいてのみ飼養されていた動物由来のものであることなどが規定されているということを追加記載しております。

評価書の 13 ページ目の一番下のところ「と畜場及びと畜頭数」でございます。こちらは追加確認の回答の 6 ページ目の上の表で、と畜場と食肉処理場のうち日本向け輸出を行っている施設数を聞いておりますので、こちらの方を踏まえて施設数の記載をしたということでございます。

まとめの前までは、以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。ハンガリーについてもかなり細かいデータを含めて回答を返していただいたのですけれども、それに基づいて書き加えて、かなり記載が明確になりました。

問題は先ほどのチリと同じように、評価に当たって使うべき数値に乖離のあるところがあって、そこをどうするかということです。

まず 1 点が、生体牛の輸入のところのスロバキアからハンガリーに入った数値が 1 年だけ異様に一けた近く大きいということが、直接ハンガリーの回答と貿易統計を使ったものとずれを生じて、評価に影響を与えてくるということです。

ハンガリーはそんなに大きな国でもないし、飼養規模も日本よりもずっと小さいので、もし本当にその年に 10 万頭近い牛がハンガリーに流れ込んだとすると、飼養数あるいはその年のと畜数前後を考えると、シナリオとしては整合性を持ってないということから、トランジットというか、出す方とはとにかく経由であれ、ハンガリーに送ったという格好になっていて、ハンガリーとしては実際に自分の国で輸入として入れた牛以外は、またハンガリー経由で出ていったと考える方が整合性を持っているのではないかという考え方なんです。

こうやって一つずつ詰めていくと、評価そのものに影響を与えないような差であればいいのですけれども、こういうふうにかなり評価に影響を与えるようなずれの場合、いろいろな周りの状況を考えて、どちらのデータがより科学的だろうかということはある程度考えなければならないのです。

ここの記載のところの一つわからないんですけれども、5 ページの 2 段落目、以上の点を考慮すると、スロバキアからの生体牛の輸入頭数については、貿易統計よりもハンガリー当局の回答を用いるのが妥当であるというのはいいんですけども、その前に「EU 統計局の輸入頭数の数値に近い」という、この EU 統計局の輸入頭数はどれを指しているんですか。

○横田課長補佐 その点は上の 5 行目のところで、ハンガリーのスロバキアからの輸入頭数は 2,341 ということで、これを指しています。結局 EU の統計局の統計データも輸出統計と輸入統計と両方あるので、両側から一応確認できるような形にはなっているのですけれども、そこが大幅に違ったというのが今回の EU 統計局上の記録のデータにはなるかと思

ます。

○吉川座長 聞きたかったのは、ハンガリーの 2006 年のスロバキアからの輸入頭数は、回答書では何頭になっていたのでしょうか。このハンガリーのスロバキアからの輸入頭数の 2,341 というのは、ハンガリーの答えなのですか。EU 統計局の輸入頭数の答えなのですか。

○横田課長補佐 この 2,341 というのは EU 統計局のデータでございまして、実際のハンガリーからの回答は、今日配っている追加確認の回答の資料 7 の 1 ページのところで、スロバキアが下から 4 番目にあるかと思えますけれども、その 2006 年を見ると 4,527 なので、EU 統計局とぴったりは合いませんが、けたは近い数字になっているという意味でございませぬ。

○吉川座長 そうすると三者違うけれども、スロバキアからの輸出データは極端に一けた以上ずれるという差を出しているということなのですね。わかりました。そうしたら、今の 4,527 というのもどこかにわかるように。三者三様ですけれども、逆に言うところの 2,341 をスロバキアからの回答だと思って読んでしまったので。

そういうことで、統計としては輸出国の方の統計と輸入国の方の統計とあるわけですが、EU の出している輸入国統計とハンガリーが自国の輸入統計として出しているのは、厳密に言えば数字は違うけれども、オーダーとしては 3,000~5,000 頭の範囲という、いつもの年の動きで輸出統計のスロバキアからハンガリーというところだけは 2006 年について、いつもの年の 10 倍近い量になっていて、輸出統計に基づいてしまうと、その評価がずれるということなんです。今回ハンガリーがかなり経年的な国内の飼育状況についてもと畜情報についても送ってきてくれているので、それを併せて考えると、経年的な変化を見ると、ここに突然 10 万頭近い牛を足すことは整合性がないと思うのです。

もし 2006 年にと畜されなければ 2000 年には上積みをしてこなければならぬし、そうでなければ 2006 年のと畜頭数が一気に上がらなければならぬので、これについてはハンガリーあるいは EU の輸入統計のデータで評価をしていいのではないかと思うんですけれども、どうですか。

では、その件に関しては、ここに書いてあるシナリオで評価するというところで、そのほかの記載に関してはどうでしょうか。

○筒井専門委員 評価書の 12 ページの「日本向け輸出のための付加要件等」のところ。ここで日本向けの付加要件として「日本向け食肉等は」云々というあれがあるんですけども、これはハンガリーだけに要求している要件と言いますか、ハンガリーだけがこの要件を特段やっているのであれば、こういう書き方はいいと思うんですけども、ほかの国も同様にこういった要件がもし仮に入っているのであれば、同様に書かないとおかしいことになります。

それは一度調べられて、特別なこれがハンガリーだけの要件であるとは、私は思えないんですが、そうであれば横並びを考えると、書くなら全部書くし、書かないんだったら書かない。そこは少し整理をする必要があるなと思いました。

○吉川座長 この記載に関して、どういう背景なのかは私にもわからないんですけども、ひょっとして EU 内の貿易のバリアーの低さを補うので、こういう要求をしているのか。日本の方から何かハンガリーに対して、そういう出生国を限定するような。

○筒井専門委員 恐らく相手国の輸入条件ですので、ほかの国のものが回っていると、その輸入条件は相手国に対して適用できなくなってしまうので、ほかの国のものが回ってくることを防ぐためにやっているのではないかと思うんです。そうしますと、同様の条件をすべての国に当てないとおかしい話になってしまいますので。

○吉川座長 ただ、結構これも私の記憶では各論があって、かつてアメリカを議論したときに、メキシコ生まれでアメリカ育ちの牛が来たら、それはアメリカ牛かという議論をしたときに、アメリカの定義が少し違っていた気がするんです。北米の取決めかは忘れちゃったけれども、必ずしもシンプルになっていなかったという記憶があったような、何か混乱を起こした記憶があります。

日本の場合は原産国表示の問題があって、それで押していったときに、そんな北米の取決めか何かがアメリカの中にあっただような気がしたんです。

○筒井専門委員 それが一つの条件であれば、私は書くこと自体が悪いというつもりではないのです。ただ、ほかの国に同様な条件がはまっていないのかどうなのかということですね。ほかの国もあるとすれば書く必要があると思ったのです。

○吉川座長 わかりました。農水省に聞くなり、調べてみてくださいか。何か特別な条件があって、ひょっとしたら BSE の問題ではないのかもしれないと思うんです。

ヨーロッパの中で何か日本が引っかけなければならない感染症か何かがあって、ハンガリーがフリーで、ハンガリー生まれでハンガリー育ちでなければいけないという SPS 協定みたいのをしていることをただ書いてきたのか。あるいはこれは世界の常識で、わざわざ書くまでもないことであるということをやわざわざ書いてきたのか。ちょっとわからないので、確かめます。

ほかに評価書の記載に関してはいいですか。

○山本専門委員 さっき発言し損ねたのですが、このトランジットという言葉を書いているんですが、これは推測をしているわけですね。

○吉川座長 そうです。トランジットのタグが付いてきたという意味ではないです。ただ、その輸入頭数がそのままハンガリーにとどまったとすると、生体牛として残っても、と畜場で処理したとしても、経年的な変化から見ると非常に説明しにくいということから、そういう推測をしたということですね。

輸出データにはそういう記載は残らないんですか。でも、かつてどこかを評価している途中であった記憶もあるんです。同じようなケースで、来たけれども、その国にとどまったのが一部で、残りは送りましたというので、そのケースのときは送られた先もそこから送ってきたというのを持っていたんですか。どこかにありませんでしたか。多分これから入ってくる国の中だったかと思います。生体牛の動きの中で。

○横田課長補佐 どこか正確な国名は忘れましたが、中南米の国でそういうトランジットだという回答があった国はあったかと思えます。ただ、ケース・バイ・ケースで、それをちゃんと統計上1回入れて出したりする場合もあれば、そのまま特にスルーして、ほかの関税とかそういう関係もあるかと思うんですけれども、保税のまま通過する場合は計上しないとか、ルールはいろいろあるんだと思えます。個別にはなかなか確認は難しいところもあるかと思えますが、そういう状況かと思えます。

○吉川座長 追加確認の回答がこれだけから、多分これ以上ハンガリーに聞いても同じ回答しか返ってこない。調べるとすると全然別の方法で、もしトランジットであれば確認する方法があるかどうか。

○山本専門委員 恐らく確認するとしたら、最終的な輸入国が明らかでない限りは、統計データ上は確認が難しいだろうと思えます。ここの書きぶりとして、さらっと読むと事実を確認したみたいに読めるので、それを少し我々の考えとして、そういうことを推測しているということを入れておかないとまずいのかなということですか。

○吉川座長 そうですね。だとするとその食い違い、EUの輸入データ、ハンガリーの回答データ、輸出の貿易統計のデータの違いについてを考えた場合、その経年的な変化から考えると、明らかに2006年については貿易輸出統計とハンガリーの回答、あるいはEUの輸入統計との明らかな乖離があって、その原因の一つとして貿易上、そういう可能性もまた考えられるとか考えられたという記載で止めておいた方がいいですね。ちょっと誘導結論みたいになっているので、むしろその可能性の一つとして、そういうことを考えたという表現にしましょうか。

その上でハンガリーの方の回答を採用しようという結論に至ったということでもいいですか。そのところはそういうふう書き直します。ほかにありませんか。

それでは、総合評価のまとめのところをお願いします。

○横田課長補佐 資料8の16ページ目がハンガリーのまとめになります。内容を御説明いたします。

まずハンガリーでございますけれども、侵入リスクは1986年～2005年までは「高い」、2006年以降は「中程度」と考えられました。

国内安定性でございますが、1986年～1990年は暴露・増幅する可能性が中程度でございますけれども、その後次第に改善してきておりまして、2002年以降は暴露・増幅する可能性が無視できるということで、国内安定性に関しては一番良い評価になったということでございます。

この2つを組み合わせると、生体牛の部分でございますが、過去に国内でBSEが暴露・増幅した可能性については否定はできないが、その後、国内安定性が改善したため、現在は国内でBSEが暴露・増幅する可能性は低いと考えられるということでございます。

サーベイランスに関しては、OIEのポイント制に基づいて試算したところ、10万頭に1

頭未満であることを示す基準を満たしていると推定された。

食肉処理工程におけるリスク低減効果は非常に大きいと推定された。

以上をまとめますと、ハンガリーでは現在は国内で BSE が暴露・増幅している可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果が非常に大きいと推定されたため、ハンガリーから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるという形でまとめております。

17 ページ目に参考図という形で、生体牛のリスクと我が国に輸入される牛肉等のリスクという形を図示しております。

説明は以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。ほかの国と一応合わせた格好で、背景の分析から始まって、生体牛のリスクと現状の食肉処理のリスク低減との組み合わせになっています。最後の図を見ればわかるように、これまでの国とはかなり違って、場合によっては暴露・増幅した可能性もあったかもしれないという格好で推移しているので、17 ページを見ると、右の下からずっと左の下に走ってくる図になります。

ハンガリーに関しては、こういうまとめでどうですか。いいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、オーストラリア、チリ、ハンガリーについて、今日はかなりいろいろと審議の過程で御意見をいただいたので、そこら辺のところをもう一回まとめ直して、次回、ほかの国と併せて議論をする前にこの修正でいかどうかという、今回の審議の反映を提示して、次の国に入っていきたいと思います。どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 恐れ入ります。時間を過ぎておりますけれども、事務局から 1 点、先ほど甲斐先生から、背割りしたときに洗わないというのはあり得ないというお話があったかと思うんですが、机上に配付しておりますオーストラリアの資料 9 の 34 ページにちょうど背割りの部分を書いてあります。

読み上げます。バンドソーは鋭意なブレードと歯を持ち、非常に細かい「のこくず」が出る。こののこぎりは枝肉からダストを洗い落とす噴霧水をかけながら操作されるのが普通である。噴霧水の使用によって引き起こされる可能性のある枝肉間の交差汚染を最小限にする要件が定められているという記述があるのですが、そういう理解で洗浄水は使っていないという形のと殺体系になっているのではないかと推定するんですが、いかがでしょうか。

○甲斐専門委員 わかりました。

○酒井情報・緊急時対応課長 もう一回申し上げますと、資料 9 の 34 ページの真ん中に今、申し上げた背割りの記述がございます。これはオーストラリアから提出されたものを日本語に仮訳にしたものでございますが、噴霧水という言い方をしておりますけれども、のこぎりで切るときに、「のこくず」をきれいに洗い流す仕組みをつくってあると。そういうことによって、枝肉であえて洗浄をしなくても、「のこくず」はきれいに枝肉から取り除

かれる状況になるということだと理解します。

○吉川座長 また現地で見たことがあるような人がいたら、本当に洗っていないのか。

○甲斐専門委員 大体どこでも水を流しながら切っていますね。

○酒井情報・緊急時対応課長 そうなんですけれども、ここでは最小限の水で洗い流して、のこずが枝肉に付かないようにあえて操作をしているという記述がありますので、そういう設置の仕方をしていないかと思います。

○甲斐専門委員 私も私のルートで調べてみます。

○酒井情報・緊急時対応課長 恐れ入ります。

○吉川座長 それでは、もし今日の審議の中で特に追加意見がございましたら、それは事務局の方にいつものように、できれば1週間以内くらいに返していただきたいと思います。

今日の意見を踏まえて、評価書を少し書き換えようと思います。早くできたら各委員の方々に見え消しでこのところを反映して、こう直したというのを次回の委員会の前に資料として送りたいと思います。

それを踏まえて3か国、回答が既に来ているという国について、できれば併せて一括評価して、後でやった国と最初の国で随分ずれてしまったということがないような格好でアウトプットをしていきたいと考えております。

ほかに事務局から何かありますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 それでは、本日の議題は以上です。長時間にわたる御審議をありがとうございました。毎回ですけれども、次回については日程調整の上お知らせしますので、よろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。